

令和6年7月31日

会員事業所の長 様

(一社)鹿児島県LPガス協会 事務局

改正省令について

前回に続き質疑応答形式で国の回答及び考え方を説明します。また、最近の動きもお知らせします。

1・来年4月2日から三部料金制になることを受けて、書面を再交付する必要がありますか？

三部料金制は、消費者利益に資するものであることに加え、料金を請求するときに3つの料金に分けて算定根拠を通知することを求めるものです。これまでの14条書面の記載事項である算定の基礎となる項目自体に変更が無ければ、これを再交付することを求めてはいません。⇒現在の協会書面は、三部料金制の記載になっています。ただし、その他の事項の一部ははっきりしない箇所があるため、国に照会中ですので、結論はしばらくお待ちください。

2・「正常な商慣習を超えた利益」の解釈の基準や観点を明らかにして欲しい。

どのような行為や契約条件が「正常な商慣習を超えた利益」に該当し、違反行為になるかについては、取引の内容や影響等、様々な要素を総合的に判断することになるため一律に定量的な基準を設定することは困難であると考えています。（国の回答）

⇒国はQ&Aを作成するとのことですが、時期がはっきりしません。そこで九州経済産業局 資源エネルギー部が国に先駆けてQ&Aを作成されるようです。遅くとも9月初旬にはできると思いますのでその際にはご紹介します。

改正省令の内容については、今年の保安講習会（9月から開始予定）で説明予定です。

NO7に続く